

改正災対法施行令等施行後の運用



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができます。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていたましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する**指定行政機関等の車両**については、**災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認**を受け、**標章と緊急通行車両確認証明書**の交付を受けることができますようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。



※指定行政機関等とは、災対法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者とされている団体等を指しています。
 ※公安委員会とは、都道府県公安委員会を指しています。

災害発生前に確認を受けるには？

当該車両の**使用の本拠の位置を管轄する公安委員会**（警察本部、警察署）や知事（防災担当部局等）の窓口を通じて申出を行ってください。

- ※ 警察本部や知事部局では直接受付を行っていない地域がありますので、事前にご確認ください。
- ※ 原則として、同一の車両に対して複数の標章は交付しません。



必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- **緊急通行車両確認申出書**（災対法施行規則別記様式第3）
- **添付書類**
 - ① **自動車検査証**又は軽自動車届出済証の写し
 - ② **災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類**（例 防災業務計画（抜粋可））
 - ※ **指定行政機関等と災害応急対策に係る契約等**をしている関係機関・団体等は、上記①②に加えて（契約書の写し、証明書類等）が必要です。
 - ③ **指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類**（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。

別記様式第3（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者		住所 氏名
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

緊急通行車両確認申出書の「申出者」は誰になるの？

申出者になれるのは、**指定行政機関等の長**や、**指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者**又は**管理責任者**とするほか、**契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両**若しくは**災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者**又は**管理責任者**となります。

